

令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況の PR動画作成業務委託プロポーザル企画書作成要領

1 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書

(2) 企画書6部

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

(ア) 本業務に対する基本的な考え方

(イ) ①鳥取県内の宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対策、②県内観光地等の魅力を海外に発信するため、効果的な情報発信企画（動画のコンテンツ作成等の具体内容）

(ウ) 多言語字幕への翻訳対応

(エ) 広告配信の提案及び定量成果目標（動画再生回数、広告のクリック数等）

(オ) 業務実施体制

(カ) 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮する事項

(キ) 類似業務の実績

※同レベルの業務内容の実績を記載すること。

※過去にウェブサイト等への素材提供の経験があればその事例を記載すること。

※過去にメディアで取り上げられるなど話題性があったものがあれば具体的な内容を記載すること。

※直近の実績を優先して記載すること。

(3) 過去実績を示す作品

参加者の過去の実績を示す作品

※観光地・風景・食に関するPR映像を1本以上提出すること（尺は問わない）。

※防疫に関するPR映像があればそれも提出すること。

(4) 会社概要 6部

※個人事業主においては個人事業の概要及び経歴のわかる資料

(5) 見積書 6部（正本1部、副本（写し）5部）

※なお、企画書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を合わせて提出すること。

2 提出方法

企画書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体（CD又はUSBメモリ）を1の提出書類とあわせて提出すること。

3 提出期限

令和2年11月25日（水） 午後5時15分必着（郵送可）

4 提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

国際定期便利用促進協議会事務局

（鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課内） 藤岡

5 その他

(1) 作成に要する経費の負担

提出書類作成に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 著作権の取り扱い

国際定期便利用促進協議会は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。